破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４１号

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎549番地
債務者　有限会社佐藤工務店
代表者取締役　佐藤　憲一
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前10時

青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号

栃木県小山市大字犬塚129番地16
債務者　株式会社ツムラ商事
代表者代表取締役　津村　哲郎
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　実
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時30分

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２１号

千葉県長生郡一宮町東野22番地５　Ａ102
債務者　株式会社ＢＥＬＬＡ
代表者代表清算人　方　　慧英
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後２時10分

千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号

愛知県半田市柊町５丁目７番地の３
債務者　ポートショップ合資会社
代表者代表社員　桝田　高子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　洋嗣
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号

奈良県生駒市北新町10番45号
債務者　有限会社一心
代表者代表取締役　牧　　正成
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後２時

奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７９号

奈良市登美ヶ丘３丁目11番８号
債務者　株式会社ジョリー
代表者代表取締役　西島　義人
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和島美枝子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時30分

奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号

静岡県富士市厚原298番地の３
債務者　アサヒ工機株式会社
代表者代表取締役　増井　陽輔
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　有二
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時30分

静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３６号

奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目11番19号
債務者　有限会社乾ホーム
代表者取締役　乾　　圭晴
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
4　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８６号

北海道旭川市永山十一条２丁目２番12号
債務者　株式会社建業
代表者代表取締役　古谷　道夫
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後２時30分

旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号

青森市大字浪館字前田41番地18
債務者　アイメックス株式会社
代表者取締役　杉浦　吉彦
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後１時30分

青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号

静岡県浜松市東区白鳥町310番地の４
債務者　有限会社丸協
代表者代表取締役　赤堀　和博
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後１時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７４号

静岡県焼津市下小田668番地の１
債務者　株式会社トライメイク
代表者代表取締役　小林　重之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後２時

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４号

広島市中区光南１丁目９番15号
債務者　有限会社まりん
代表者代表取締役　井原眞由美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８１号

神戸市中央区浜辺通４丁目１番23―325号
債務者　大開工業株式会社
代表者代表取締役　瀧波　清文
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　隆久
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第３民事部